議案第３４号

伊丹市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和８年２月２５日提出

伊丹市長　中　田　　慎　也

理　由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和７年内閣府令第９６号）の施行に伴うため。

伊丹市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和８年伊丹市条例第　　号）

伊丹市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年伊丹市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１０条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め，同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第１１条の見出し及び同条第１項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第１４条の見出し中「防止」を「禁止」に改め，同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第１７条第６号を次のように改める。

⑹　利用定員

第１７条第７号中「開始，」を「開始及び」に，「及び」を「その他の」に改める。

第１９条第１項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第２１条第３項中「係る利用定員」の右に「（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２７条第１項又は第２９条第１項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第２７条後段を削る。

第２８条中「及びその」の右に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

付　則

この条例は，令和８年４月１日から施行する。